就労状況申告書補助票

自営業者用

（就労証明書とあわせて提出）

（教育・保育給付認定、施設等利用給付認定用）

　（宛先）名護市長

記入日：　　　　　　　年　　 月　　 日

（自署又は記名押印）就労者氏名：　　　　　　　　　　　　　㊞

　私の就労状況について、次のとおり申告します。

**この補助票は就労者ご自身で記入、就労証明書は事業主の方がご記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業形態 | □本人が経営　　　□配偶者が経営　　　□親族が経営（続柄：　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 仕事内容 | 具体的な仕事内容 |  |
| 保育ができない具体的状況 |  |
| 就労日数 | 1か月：　　　　　　日（１日の実働時間：　　　時間　　分） |
| 就労中に行っている家事・育児等の状況 | □掃除　□洗濯　□料理　□買い物　□育児（子の年齢：　　歳　　か月）□休憩　□その他（　　　　　　　　　　　　）上記の１日当たりの合計時間：　　　時間　　分 |
| □勤務中に家事育児等は行っていない。 |
| １日の就労等の時系列状況※就労している日の平均的な具体的状況（就労、家事、育児、休憩時間等）を記入してください |
| 時　分から　　時　　分まで |  |
| 時　分から　　時　　分まで |  |
| 時　分から　　時　　分まで |  |
| 時　分から　　時　　分まで |  |
| 時　分から　　時　　分まで |  |
| 時　分から　　時　　分まで |  |
| 時　分から　　時　　分まで |  |
| 備考 | 上記記入欄の該当する□にチェックしてください。 |

**【その他添付書類について】**

**１.　自営業の方で、新規で開業された方⇒**　税務署の受付印が押印された個人事業の『開廃業届出書（控え）』の写し、および事業開始３か月後に収支が確認できる書類（収支内訳書等）を提出。

**２.　自営業の方で、申告をしていない方⇒**　申告後、申告の控えを提出。

**３.　自営業の方で、扶養に入っているため収入申告をしていない方⇒**直近３か月分の収支内訳書または給与明細書等。（次年度からは、扶養に入る場合でも収入申告はおこなってください）

**４.　新規で農業を始めた方⇒**　農業委員会発行の『農業従事者資格証明書』等および事業計画書

**５.　内職の方⇒**　契約書および直近３か月分の報酬等の明細書

**【注意事項】**

１．災害復旧・国際ボランティア等を除き、収入を伴わない、いわゆる「手伝い」または「協力者」は、保育の必要性に該当しません。

２．名護市の保育担当職員が電話や訪問による就労実態の調査の結果、当該申告書の内容と異なる場合は虚偽申告となり、無効となります。